

担当課(社会福祉課)

結果 (途中・終了)

平成27年4月1日時点

2 市民参加の手續 実施結果について

通称	支え合い活動対象者名簿の提供	市が考える 市民等への影響	<メリット> ・今まで作成が困難であった「災害時要援護者名簿」(避難行動要支援者名簿)の整備が進む。 ・災害時に支援が必要な方は日常的にも支援が必要なことから、「災害時要援護者名簿」は日常的な見守り活動にも利用できる。
名称	流山市地域支え合い活動推進条例の制定		<デメリット> なし
概要	平成25年6月21日に災害対策基本法の一部改正がありました。この改正で、市町村長は災害時に自ら避難することが困難な方々を把握して、「避難行動要支援者名簿」を整備しなければならなくなりました。また、市町村長は災害の発生に備え、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防機関、警察、自治会、民生委員、その他の防災関係者に対し、名簿情報を提供できることとなります。平成26年10月に制定された「流山市地域支え合い活動推進条例」により、平成27年1月30日付けで、支え合い活動名簿の対象となる方に意向調査の通知を送付します。平成27年4月以降に支え合い活動を実施する自治会、既に支え合い活動を実施している自治会から名簿提供の申請があった場合には、各自治会へ支え合い活動対象者名簿を提供するよう努めます。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	福祉施策審議会について、諮問から答申までの期間は短かったが、4回開催し、さらに電子メール等により審議会委員から意見を聴取する等、十分な審議が行われたものと思える。パブリックコメントについての閲覧場所を、当課、情報公開コーナー、各出張所・公民館・図書館に加え、市内全福祉会館、市民活動推進センター、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部とし、広く意見を求めた。さらに、パブリックコメント募集やタウンミーティング開催について、自治会懇談会や民生委員児童委員協議会定例会、その他出前講座等でもパンフレットを配布するなどの広報を行い、募集を行った。さらにタウンミーティングについては、見守り活動を実施または実施検討中の自治会に直接電話をして参加のお願いをしたことが、参加者増大につながったものと思える。		

(1) 市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会・・・専門的な見地から調査や審議、意見を聴取する必要があるため、審議会への諮問・答申を行う。 ・パブリックコメント・・・時間や場所等に拘束されず、意見表明ができること、また素案を広く市民に周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できると考えパブリックコメントを実施する。 ・意見交換会・・・市内4か所での地区懇談会を開催する。他に自治会懇談会や各自治会から要望があれば積極的に出向き説明する。地区社会福祉協議会や、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターの各種会議にも出席し、条例の内容等を説明し、意見を聴取する。
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
福祉施策審議会	<ホームページ> H26/4/1~ 随時掲載更新 <広報紙> 開催前掲載	—	—	<諮問> H26/4/22 <第2回審議会> H26/5/2 <第3回審議会> H26/5/14 <答申> H26/5/20	委員数 18名	<審議会委員の構成> 公募の市民等7名、福祉サービスの提供者を受ける者2名、ボランティア団体1名、社会福祉法人の役員又は職員2名、民生委員1名、医師会1名、歯科医師会1名、学識者1名、関係行政機関2名	原則、各審議会開催後、1か月以内に会議の議事録を公開している。	<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	医師会、歯科医師会の先生が委員であることにより、診察時間以外に会議が開催できるよう調整を図った。	通年で実施している平成26年度福祉施策審議会の第1回から第4回で実施
パブリックコメント	<ホームページ> H26/6/23~ <広報紙> H26/6/21号 <自治会懇談会> H26/5/24	<意見募集期間> H26/6/23 ~H26/7/22	ファクシミリ 郵送 電子メール 書面の持参	—	意見数 25件(7名)	—	庁内調整、議会への報告後、市ホームページにて結果報告	<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	閲覧場所を以下の箇所にした。 ア 社会福祉課(市役所第2庁舎1階) イ 情報公開コーナー(市役所第1庁舎2階) ウ 市内各出張所、各公民館、各図書館、各福祉会館、市民活動推進センター(生涯学習センターC館3階)、保健センター、高齢者福祉センター森の倶楽部	—
意見交換会 (タウンミーティング) (自治会懇談会)	<HP> H26/7/3~ <広報紙> H26/6/21号 H26/7/1号 <自治会懇談会> H26/5/24、H27/1/24	—	—	タウンミーティング ・H26/7/12 流山市水道局 向小金福祉会館 ・H26/7/13 南流山センター 北部公民館	タウンミーティング参加者数 流山市水道局30名 向小金福祉会館28名 南流山センター48名 北部公民館21名	—	—	<input type="radio"/> 意見を反映した(案を修正した) <input type="radio"/> 案を修正しなかった その他	健康福祉施策に関する内容をテーマに(1)「(仮称)流山市地域支え合い活動推進条例について」(2)「介護保険制度の現状と課題について」実施した。	—

(2)実施された市民参加の流れ

.....→ * 継続的なもの

市民参加の手法	平成26年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
福祉施策審議会		(4/22諮問～5/20答申) 審議会において審議						第3回定例会				
パブリックコメント		素案の作成、告知等		パブリックコメント実施(6/23～7/22)				パブリックコメントの結果の庁内調整、議会報告、HP公表				
意見交換会 (タウンミーティング)		開催日等告知		(7/12、7/13) タウンミーティングの実施								
自治会懇談会等		5/24自治会懇談会									1/24自治会懇談会	